

『享和三年 小西郷村庄屋 市左衛門日記』を読み解く

1 テキストについて

表題の日記は、小島真可家文書に収められているものです【文書番号は A3-(1)-78、大きさは縦 22.2cm 横 15.5cm】。表紙を除いて 55 丁から成りますが、独特の書体であるため、簡単に読み進むことができません。今年で 4 回目の講座となりました。

小島総本家の当主は、方県郡小西郷村（現在の岐阜市小西郷）の庄屋を代々務めて村政に当たり、必要に応じて『公用日記』を認めました。一番古いものは、宝暦 6（1756）年の『年中諸用日記』で、第 7 代当主の小島市左衛門が記しています。

ところで小西郷村の領主は、慶長 15(1610)年から宝暦 5(1755)年まで加納藩（奥平・大久保・松平・安藤と藩主交代）、宝暦 5 年から享和 3(1803)年まで幕府（大垣藩預り地）、享和 3 年から明治 2(1869)年まで磐城平藩（安藤氏へ旧領の復活）と目まぐるしく移り変わりました。中でも、宝暦 5 年に幕府領（大垣藩預り地）となったのは、加納藩主安藤信伊（のぶただ）の不行跡によるものです。信伊は、自らの奢侈な生活と重税政策で藩の財政をひっ迫させたため、家臣により幽閉させられる事態を招きました。幕府は、これを重く受け止めて、信伊の隠居、嫡子信成の家督相続を命じるとともに、信成を加納藩から磐城平藩へ転封（てんぽう）させ、石高を 6 万 5 千石から 5 万石へ減らしました。この時、美濃国内の安藤家私領は幕府へ召し上げられ、小西郷村（318 石余）も幕府領として大垣藩へ預けられることになったのです。

小島総本家第 10 代当主の市左衛門は、享和 3 年になって「私領渡し（御替地）」があるという風聞を聞いたことから、この一件を記録していく決意をしたと思われます。内容としては、庄屋の活動記録を中心に役人が言ったことをまとめ、提出した文書もここに書き留めておくようにしました。

2 享和 3 年の出来事

享和 3 年の出来事として、次のことが書き留められています。過去 3 回の講座テキストをもとに作成しました。

- この春、私領渡しや分郷になると差支えがあるかどうか問い合わせのお触れがあり、村としては、私領渡しになると大変困る旨を書付にして提出した。
- 役人が割元（庄屋代表）へ仰せ渡しになったことは、「いよいよ私領渡しになることで、村々が騒いでいるようだが、先年江戸表よりお触れがあってもそれきりであった。今度の場合も同じかもしれない。もし私領渡しになったとしても長い間馴染み深い関係にあったから、良きように取り計らう」というものであった。村々の騒動は収まり、その後何の音沙汰もなかった。
- 12 月 5 日、笠松領分（幕府直轄地）の村について招集があり、安藤対馬守様（信成）へ

替地になる風聞が伝わって驚愕した。

- 12月6日、笠松の様子について話し合っていたところ、大垣藩預り地の村々も、明7日大垣へ出頭を命じる廻文が出たという話を聞き、近村の者とともに、大垣へ罷り出た。
- 12月6日午後、大垣の役所に着いたが、今日は時間が遅いということで、明日出頭することになった。代官の井道茂十郎様宅へ伺い、万事宜しくお願いしたいと申し上げたところ、役所にても井道様にても、長い間馴染み深い関係にあったから安藤家へ替地になることは気の毒であると言われた。
- 12月7日、前日に代官所へ参上できなかった8か村ばかりの庄屋らが罷り出、郡奉行の宮崎治郎兵衛様から「この度安藤対馬守様へ御替地になった」と正式に申し伝えられた。また、頼みたいことは次の領主へ書き送りにして、引き継ぐ心得であると手厚く仰せられた。→小西郷村は、幕府領（大垣藩預り地）から磐城平藩安藤家の私領へ替わることになったのです。
- 12月8日、代官様方、御勘定方、御元締方へ回ったところ、何れの方からも名残惜しく思うと言葉をかけられた。また、願いごとがあれば、なるべく聞きとめるようにすると言われた。大垣へ来た村の弥藤治から「昨夜、村の五人組から相談があったが、さしたることもなかった」という報告を受けた。弥藤治と同道して、帰宅することにした。
- 村の願いを聞き届けていただけるという話であったので、村の者とも相談し、5か条から成る要望を「乍恐奉伺上候口上之覚」にまとめた。12月9日、松井三郎兵衛様に伺ったところ、願書の形にすることを求められたため、少し訂正を加えて10日に提出したが、受諾とならなかった。苦勞の末何とか書き替えたものの、時すでに遅く、この日は諦めて、翌11日に提出することになった。

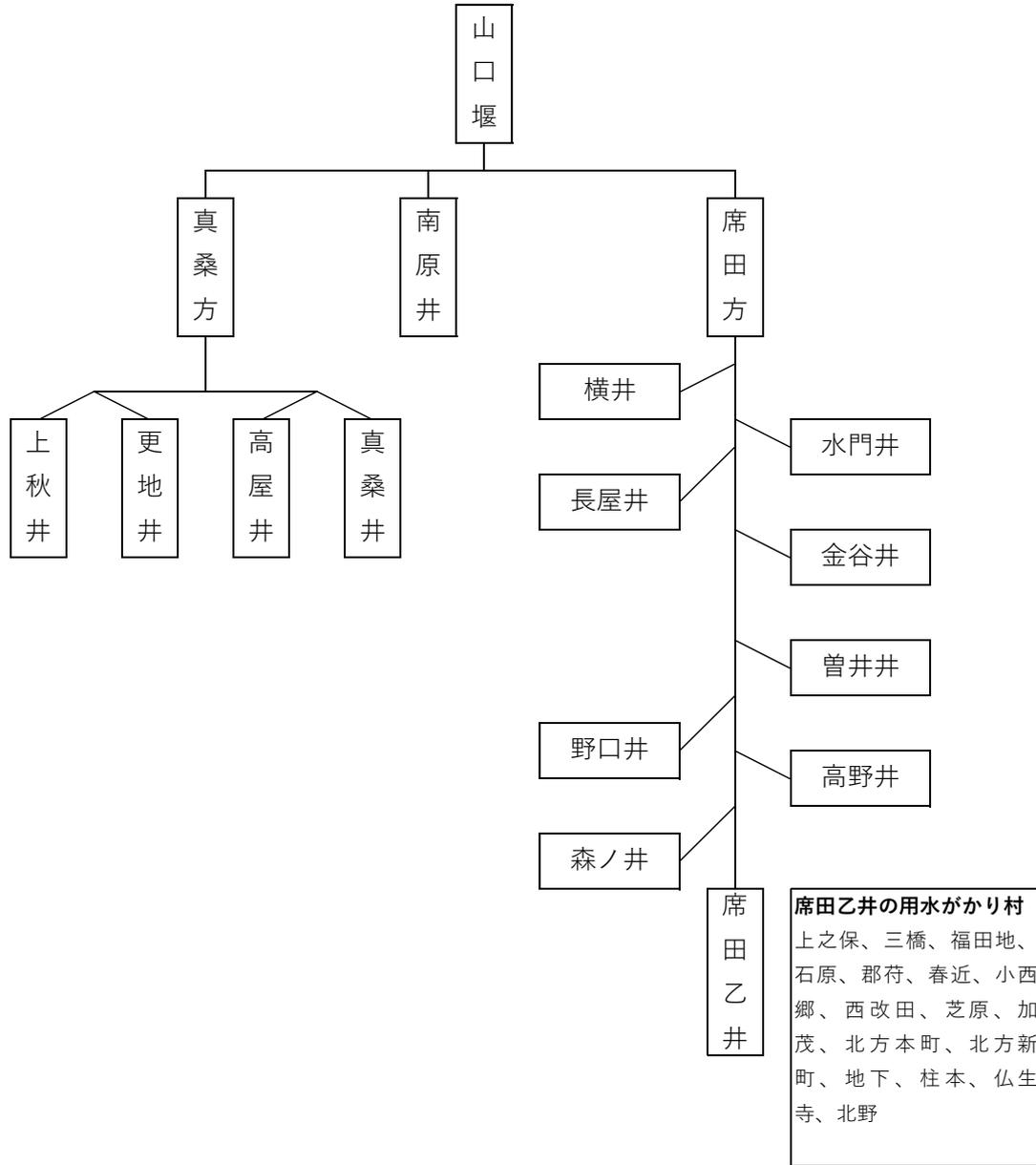
3 なぜ信成へ替地となったのか

安藤信成は、父の不行跡が原因であったとはいえ、加納藩から磐城平藩への転封は屈辱であったと思います。信成は、藩政においては藩校「施政堂」を創設し、漢学・四書五経をはじめ、兵法・洋学など藩士の教育振興に努めました。また天明元(1781)年、寺社奉行になると、その後若年寄、老中と順調に出世し、幕政に専心しました。こうした功績から、没収されていた美濃国内の領地のうち、1万7千石を加増されることになったのです。宝暦5年から48年が経過していました。

4 今回のテキストから

今回のテキストは、12月11日に代官所へ提出した願書が中心です。冒頭で「小西郷村之儀、數年来被為在御存知候通、筵田井水之内乙井組之流末ニ而用水懸行之儀（中略）、流末之御田場故行届兼」と述べているように、席田用水の流末にあたるため、用水を取り入れることが難しく、日照りが続くと、早損被害が発生すると、村の苦しい状況を伝えていきます。次の図にあるように、乙井組は16か村に及び、小西郷村はその流末で、隣村の本巢郡北野村とは井水をめぐって度々相論になっていました。

真桑・席田両用水路略図



【『岐阜県史』通史編 近世下の73頁・75頁の資料をもとに筆者作成】

こうした苦しい状況下にありましたが、年々廉直の年貢を仰せつけられたことで、何とか村を維持することができたと伝えました。私領へ引き渡されることになっても、これまでの経緯を新しい領主(安藤信成)へ是非知らせてほしいと、小西郷村は歎願したのです。

(文責 岐阜県歴史資料館 蓑島一美)